

令和6年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日				令和6年7月26日(金)				
開会場所				クレアこうのす 3階 大会議室A				
開 会				令和6年7月26日 午後3時22分				
閉 会				令和6年7月26日 午後5時06分				
議 長				大塚 明夫				
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	欠席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	欠席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			野本 雅一 ・ 保科 美那子					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

- 会議事件名
- 議案第28号

農地法第3条の規定に関する件
- 議案第29号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第30号

農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第31号

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第32号

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
- 議案第33号

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について

	顛末 令和 6 年 7 月 2 6 日 開会 午後 3 時 2 2 分
【議長】	これより、令和 6 年第 7 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 9 番 野本 雅一 委員・番号 1 3 番 保科 美那子 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 2 件 2 筆 番号 2 4 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 6 0 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 1 3, 3 8 7. 3 1 アールで、自宅から申請地までは約 2 0 0 メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【林 繁雄 農業委員】	番号２４について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、麦を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号２４について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２５について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２５ 受人は花き栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は１２９０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は１１７．７２アールで、自宅から申請地までは約１００メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【尾澤 利彦 農業委員】	番号２５について調査してまいりました。受人は、花き栽培を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花きを栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号２５について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２８号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２８号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第２９号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２９号 農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について 番号１ 申請地については、事業計画者が平成２８年９月１４日付けで、住宅敷地として農地法第５条の転用許可を受けていましたが、許可後、夫が転勤することと

	なり、自己用住宅の建築が困難となりました。その後、夫が転勤先から帰ってきたため、2階建て自己用住宅から平屋建てに事業計画の内容を変更し、また、雨水・排水経路の変更を行う事業計画変更申請をするものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、何かご質問ございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第29号について原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第29号について原案のとおり承認ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第30号農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第30号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 3件 4筆 使用貸借権の設定 3件 13筆 番号30 受人は、現在市内に家族4人で暮らしています。国土交通省が施行する一般国道17号（上尾道路Ⅱ期）改築工事に伴い、現在の自宅が収用されることになり、代替地として移転先を探していたところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄】	番号30について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以

農業委員】	外の農地で、いわゆる白地農地です。そして、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎 照男 推進委員】	番号３０について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、一般下水道管に接続し放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３１について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号３１ 受入は、現在市外で不動産リフォーム業を営んでいます。今回、不動産リフォーム業を拡大するため、資材置場の用地として土地を購入したところ、敷地が道路に接していないことから進入路として本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【新井 勉 農業委員】	番号３１について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径１キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が４０％を超える区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。進入路ということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【鯨井 文雄 推進委員】	番号３１について調査してまいりました。申請地は資材置場への進入路ということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロック土留めを設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３２について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３２ 受人は、現在市内の妻の実家に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦】	番号３２について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以

農業委員】	外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号３２について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３３について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３３ 受入は、現在市外で精密機械部品の製造加工を行う工場を営んでいます。現在の工場では手狭なため、工場及び事務所の移転を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号３３について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも

	該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。工場及び事務所を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号３３について調査してまいりました。申請地には工場及び事務所を建築するということですが、隣接農地はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号３４について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号３４ 本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受入は良質土で埋め立てを行い、工事期間は９ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志】	番号３４について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内

農業委員】	農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号34について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦・大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号35について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号35 本申請は農地改良とその進入路のための一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受入は良質土で埋め立てを行い、工事期間は9ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、埼玉県中央環境管理事務所へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【尾澤 利彦 農業委員】	番号３５について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は９ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【清水 実 推進委員】	番号３５について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を借り受け、麦・大豆を作付ける計画となっております。進入路については鉄板を敷いて通行します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【秋池 功 農業委員】	番号３４と番号３５は農地改良ですが、この母体は埼玉県ですか。
【事務局】	議案書の受人に記載の会社です。
【秋池 功 農業委員】	農地改良は遊休農地の解消にもつながる良いものだと思いますが、これは会社の費用で行っているのですか。
【事務局】	貴見のとおりです。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	（質問なし）

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３０号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３０号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第３１号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３１号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号４ 申出人２名は、令和４年３月６日に亡くなった買い取り申出が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦 農業委員】	番号４について調査してまいりました。この件につきましては、令和４年３月６日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３１号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３１号について原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第３２号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３２号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号２ 相続人は、審査対象となる特例適用農地が適正に管理されており、相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号２について調査してまいりました。この件につきまして、審査対象となる特例適用農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３２号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第３３号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】	それでは、議案について説明します。 まず初めに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法を定めた指針を定めるように努めなければならないとされており、鴻巣市農業委員会では平成30年7月25日に策定し、令和5年3月24日に改正しました。 この指針は、令和15年4月を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものであることから、今回、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を一部改正するものです。 一部改正の内容としましては、各種現状と目標数値の変更と目標設定の考え方の変更です。 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）をもとに説明。
【議長】	ただいまの説明について、農業委員会が指針を変更しようとするときは、現場で農地等の利用の最適化の推進を行う農地利用最適化推進委員の意見が指針に反映されるようにする必要があることから、農業委員会等に関する法律第7条第2項の規定により、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされております。このため、まず初めに、農地利用最適化推進委員の方から意見を求めます。何かご意見・ご質問はございませんか。
【一同】	（意見なし）
【議長】	それでは、農業委員の方も含めて、何かご意見・ご質問はありませんか。
【林 繁雄 農業委員】	指針に記載の遊休農地の定義について教えてください。
【事務局】	遊休農地の面積については、毎年行う農地パトロールで遊休農地として判定されたものの面積です。農地パトロールについては、この後、その他の件で説明します。
【議長】	他にご意見・ご質問はありませんか。

【秋池 功 農業委員】	遊休農地とか荒廃農地とか言いますが、その区分がわかりづらいのですが、要は耕うんしているだけの農地がたくさんあるので、そういう農地にもっと作物を作っていく必要があると私は思います。これは意見ですが。
【議長】	ご意見とのことですので、他にご意見・ご質問はありませんか。
【江原 浩昭 農業委員】	新規参入するときに、機械やインフラ整備が課題となるので、空き家対策とのマッチングなどは検討しているのでしょうか。
【事務局】	埼玉県から遊休農業用施設の調査があり、全体把握をして農地のあっせんに努めていくようになります。
【野本 雅一 農業委員】	10年後の数値目標の記載がありますが、農家の高齢化、離農者の増加、宅地周りの農地など様々な問題をどのように対応していくかを含めて、10年後の鴻巣市の農業について考えていく必要があると思います。
【事務局】	この後説明しますが、農政課にて令和6年度中に地域計画を策定予定です。策定における地域の話し合いに農業委員・推進委員の皆さまにも参加していただき、10年後の農地の集積・集約化に努めていただきたいと思います。
【議長】	他にご意見・ご質問はありませんか。
【一同】	(意見なし)
【議長】	それでは採決を行います。議案第33号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。
	令和6年6月11日～令和6年7月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

	2 件 2 筆 7 7 m² 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出 所有権の移転 2 0 件 2 3 筆 4, 1 4 8. 3 0 m² 使用貸借権の設定 1 件 1 筆 3 4 4 m² 合計届出件数 2 3 件 2 6 筆 4, 5 6 9. 3 0 m² これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・令和 6 年度農地パトロールの予定について ・遊休農地対策重点対象農地リストについて ・地域計画について ・遊休農業用施設の調査について ・農業用施設の届出等のアンケートについて ・農地転用許可後の現地確認のお願いについて ・令和 6 年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について ・農業者年金制度の説明会について ・鴻巣市産業祭の実行委員について
【議長】	これをもちまして、令和 6 年第 7 回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和 6 年 8 月 2 7 日（火）午後 1 時 3 0 分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。 閉会 午後 5 時 0 6 分